

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制

#### (1) 県における推進体制

この計画の施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」を設置し、庁内推進体制を整え、関係部局の連携・協力のもと、総合的かつ計画的に推進します。

#### (2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を推進主体として、国、県、市町村、教育関係者、生産者、事業者等が協働して、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民運動として取り組みの実践を進めます。

### 2 関係者の役割

#### (1) 県民

県民一人ひとりが、食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、社会のあらゆる場において、食に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活の実現に努めます。

また、食に対する感謝の心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことに努めるとともに、食育活動に主体的に参加し実践します。

#### (2) 教育関係者等

学校、保育所等教育関係者等には、家庭や地域等との連携を図りながら、あらゆる機会や場所を利用して、望ましい食習慣の形成等に向けた子どもへの食育に積極的に取り組むとともに、食に関する指導を行う職員の資質向上や食育指導体制の整備に努めます。

#### (3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産、食品の製造・加工・流通・販売又は食の提供を行う者は、学校・地域等との連携を図りながら、食育に関する様々な体験機会や情報の提供、地産地消等の取り組みを通じて、積極的に食育活動を進めます。

#### (4) NPO等の民間団体

地域住民への望ましい食習慣の啓発や体験活動の提供、食を通じた地域での交流、次世代への食文化の継承等、率先して、地域において食育の実践につながる効果的な活動を展開します。

#### (5) 市町村

地域に密着した食育活動を推進するためには、より住民に身近な地方公共団体である市町村の取り組みが重要となります。

このため、地域住民や関係団体と連携協力して、地域の特性を活かした市町村食育推進計画に基づき取り組みを実施し、地域における食育の円滑な推進に努めます。

#### (6) 県

食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民が行う食育推進のための取り組みを、関係機関・団体等との連携を密にしながら促進します。

### 3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、毎年度、進捗状況の把握や評価を実施し、適切な進行管理を行います。

県は、計画の進捗状況や評価を「山梨県食の安全・安心審議会」に報告するとともに、県HP等を通じて県民に公表します。

また、計画は必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては関係者の意見等を反映させていきます。